

徳島県教育委員会規則第五号

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正)

第二条 徳島県教職員互助団体に関する規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二号の四第一項の規定により採用された」に改める。

(徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第三条 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和十四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の徳島県教職員互助団体に関する規則第二条第三号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」の規定により採用された職員」とする。